

## 預金規定等への『反社会的勢力排除条項』導入のお知らせ

当信組は、平成 19 年 6 月に公表された政府指針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、警視庁、金融庁などと連携をとりつつ、反社会的勢力との関係遮断、関係解消を積極的に推進しております。

その取組みの一環として、平成 22 年 6 月 7 日には、「信用組合取引約定書」に『反社会的勢力排除条項』を追加いたしました。今般、平成 23 年 1 月 4 日より、当組合取扱いの各種「預金規定」においても『反社会的勢力排除条項』を追加いたしましたのでお知らせいたします。

◆反社会的勢力排除条項とは、暴力団等反社会的勢力に対する新規取引の拒絶、すで取引がある場合は、取引停止または取引契約の解除を定めた条項です。

また、当座預金・普通預金・無利息型普通預金・貯蓄預金・納税準備預金の口座開設（当組合窓口での一見のお客さまに限る）の際には、「反社会的勢力ではないことの表明・確約」をしていただきますのでご協力いただきますようお願いいたします。

◆万が一、表明し確約していただいた内容に虚偽の申告があった場合には解約の対象となります。

◆すでに、お取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約の対象となります。

当組合では、反社会的勢力との関係遮断を更に徹底してまいりますので、お客さまにはこの取組み趣旨をご理解いただくとともに、ご協力を賜りたく重ねてお願い申し上げます。

\*各規定の内容についてご希望の方は、当組合窓口、または訪問担当者までお申しつけ下さい。